

平成 30 年度 紀宝町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 実施機関

紀宝町の全組織を対象とする。

3 調達する物品等及びその目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、町が調達可能な役務、物品であれば対象とする）

・役務（清掃事業、除草作業、その他） 1,000 千円

4 その他物品等の調達推進に関する事項

障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報と、町組織の各部署が希望する物品等についての情報を収集し、これら情報を各部署に提供することにより、障害就労施設等への優先調達を推進する。

物品等の調達に当たっては、町内の障害者就労施設等を優先し、町内の就労施設等では、生産能力や納期等の事情により需要に応じることができない場合は、三重県障がい者共同受注事業受託の活用を検討するなど可能な限り障害者就労施設等からの調達に努める。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 当町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の 6 月末までに概要をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。

6 調達方針に関する窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は発注元の部署が行うものとする。